



平成24年度の税制改正において、昨年11月に成立済みの法人実効税率および中小軽減税率の引き下げに対し、恒久減税(法人税率の引き下げおよび課税ベースの拡大)と復興財源としての法人税付加税を同時に実施することになります。ただし、国際競争力の強化、産業空洞化防止の観点より、法人税付加税の期間は3年間の措置となる予定です。

今回は、平成24年度の税制改正のうち法人税率に関する内容についてご紹介します。

平成24年度税制改正における主な取り組み

経済・社会構造と環境の変化に対応した税制を構築するため、各税の全般にわたる税制抜本改革の検討が進められています。国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大することが喫緊の課題となっています。

平成23年度税制改正においては、特に先行して措置すべき事項について、改正案を盛り込んでいたところですが、国会における審議の結果、法人税率の引下げ等についてのみ実現することとなりました(平成23年11月成立)。

こうした税制抜本改革の方向性に沿って、平成23年度税制改正における積残し事項について、基本的に税制抜本改革の一環として検討されますが、特に緊要な事項については、厳しい財政事情も踏まえつつ、平成24年度税制改正において対応することとなります。

平成24年度税制改正のポイント

平成23年度税制改正法案の恒久減税(法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大)と復興財源としての法人税付加税を同時に実施し、復興財源に充てられます。

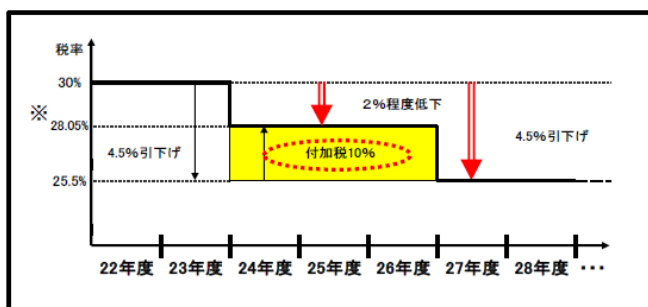
法人税率(国税)の引き下げ改正案

	現行		平成24～26年度		平成27年度～	
	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
普通法人	30%	-	28.05%	-	25.5%	-
中小法人、一般社団法人等(人格のない社団等)	30%	22% (18%)	28.05%	19% (16.5%)	25.5%	19% (15%)

※現行のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されています。

※改正案(平成24～26年度、平成27年度～)のカッコ内は、租税特別措置法により平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。

法人税率(国税分)のイメージ



(出典:平成24年度税制改正について(経済産業省))

法人実効税率 2%引き下げ

【改正の概要】

法人実効税率の引下げの実施とセットで、法人税額に対して10%の付加税を創設します。

【適用期間】

3年間(平成26年度末まで)

【法人実効税率の推移】

- ・現行…………… 40.69%
- ・平成24～26年度… **38.01%**
- ・平成27年度～… **35.64%**

法人実効税率(香川県高松市の場合)

■香川県高松市の場合

法人実効税率→約2%減

現行：法人税率30.0%、法人実効税率 **約40.2%**

改正後：法人税率28.05%、法人実効税率 **約38.0%**

(※香川県:事業税率(所得割)7.2%、法人県民税率5%、高松市:法人住民税率14.7%)

※法人実効税率とは、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で、法人税・法人県民税・法人住民税・法人事業税(所得割)・地方法人特別税の税率を合計したものです。

中小軽減税率 1.5%引き下げ

【改正の概要】

中小法人の軽減税率引下げの実施とセットで、法人税額に対して10%の付加税を創設します。

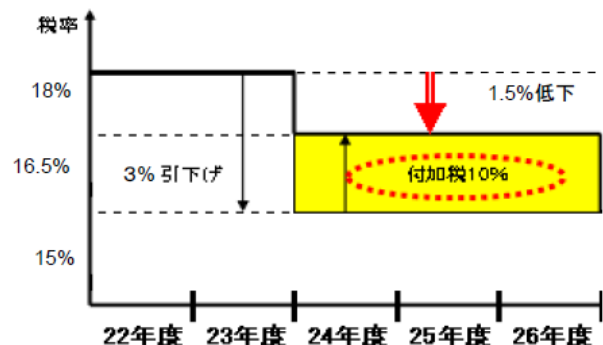
【適用期間】

3年間(平成26年度末まで)

【法人実効税率の推移】

- ・現行…………… 18.0%
- ・平成24～26年度… **16.5%**
- ・平成27年度～… **15.0%**

中小軽減税率のイメージ



(出典:平成24年度税制改正について(経済産業省))